

税・料等の収入未済額縮減に向けた取組について（報告）

税・料等の収入未済額縮減に向けた取組については、藤沢市行財政改革2024実行プランの一つとして位置付け、令和5年2月藤沢市議会定例会総務常任委員会において、収入未済額縮減に向けた取組に関して債権管理に係る条例の基本的な考え方及び債権を一元的に管理するための新たな組織のあり方等について報告しました。

この度、これまでの取組により顕在化してきた課題や「(仮称) 藤沢市債権管理条例骨子(案)」に関するパブリックコメントの実施結果等を踏まえ、条例(素案)及び新たな組織の体制(案)を作成しましたので報告するものです。

1 条例の制定について

(1) 条例制定の趣旨

債権管理に係る条例は、名称を「藤沢市債権管理条例」とし、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権の管理の適正化を図り、もって円滑な行財政運営に資することを目的として制定するものです。

(2) 条例骨子(案)に関するパブリックコメント実施結果

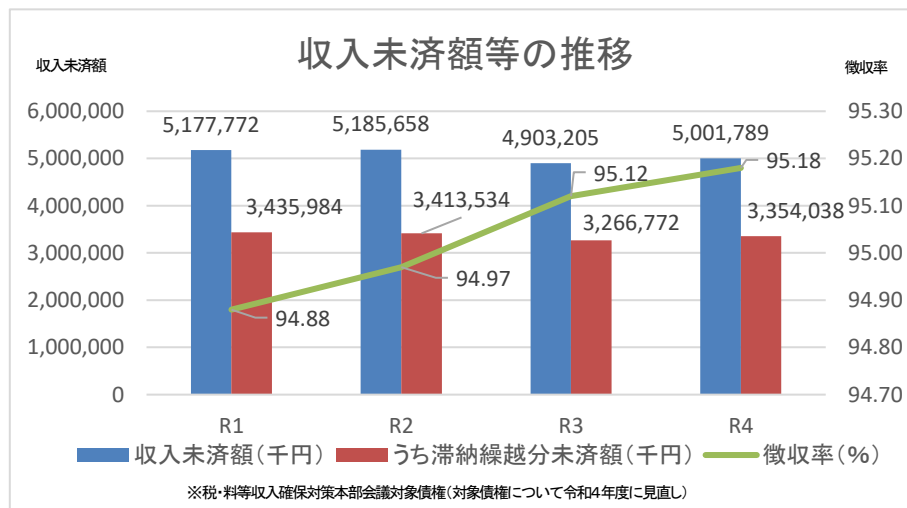
令和5年4月18日から5月19日までの期間において、「(仮称) 藤沢市債権管理条例骨子(案)」に関するパブリックコメントを実施した結果、ご意見等はありませんでした。

(3) 条例(素案)

別紙資料2「藤沢市債権管理条例(素案)について」

2 新たな組織について

(1) 債権の状況



(2) 体制 (案)

組織は、財務部税制課内に債権管理担当として設置します。

また、債権管理に係る条例に基づき、適正な債権管理と効率的・効果的な滞納債権の整理を推進するため、本市の債権を横断的に把握するとともに、各債権所管課と連携してこれまでの課題等に対応する中で、債権の性質に即した整理手法の再構築、困難案件等の滞納整理、総括的な進捗管理等を行うこととし、次の役割を担います。

- 市の債権の適正管理に係る総合企画及び調整
- 引継ぎを受けた強制徴収債権の徴収、滞納処分等に関すること。
- 引継ぎを受けた非強制徴収債権の徴収、強制執行等に関すること。

3 今後の予定について

令和5年12月 藤沢市議会定例会

藤沢市債権管理条例 (案) 提案

令和6年 4月 条例施行及び新たな組織の設置

以 上

(事務担当 財務部税制課)